

■市町担当者説明会(H25.5.17)での「条例骨子案・支援制度案」に対する市町意見と県の考え方について

資料 3-1

NO	項目	市町	ご意見	県の考え方
1	県民の責務	守山市	骨子案では、県民に流域治水に関する施策へ協力することを義務づけているが、この規定により、例えば、河川整備の際に用地提供が義務づけられるのか。ならば、協力への対価や補償についても記述すべきではないか。	県民に対し、流域治水に関する各施策の内容に応じた協力をいただくことを想定しており、それぞれの施策は適切に実施していくこととなりますので河川整備のために無償で用地提供を求めるといったものではありません。
2	想定浸水深の設定	近江八幡市	地先の安全度マップの公表に同意していない市についてはどうなるか。	骨子案にあるとおり、条例施行後はすみやかに公表するとしており、すみやかに公表できるように、市へのご説明・調整を十分行い理解を求めています。
3	想定浸水深の設定	近江八幡市	地先の安全度マップにおいて、干拓地はなぜ着色されていないのか	浸水想定区域と地先の安全度マップの解析手法の違いにより、差が生じています。
4	想定浸水深の設定	愛荘町	1000㎡から3000㎡についても、開発について承認を行っていることから、データ等協力をお願いしたい。	想定浸水深さデータをT.P.水位で提供するなど必要な対応を行います。
5	公園等の雨水貯留浸透機能の確保	彦根市	1000㎡の公園の考え方は	骨子案にある公園、運動場等の広い土地における雨水貯留浸透機能の確保について、1000㎡以上とする根拠については、都市計画法の開発許可と類似する側面を有することから、都市計画法の市街化区域における開発許可の規模要件である1000㎡以上と設定しました。また、特定都市河川浸水被害対策法においても、上記都市計画法の考え方を準用し、1000㎡以上との定義があるため、妥当な面積と考えています。
6	公園等の雨水貯留浸透機能の確保	彦根市	努力義務ということか。	努力義務ですが、県施設においては、積極的な対応を考えており、現在、庁内で検討会議を実施しています。
7	浸水危険区域の指定等	彦根市	浸水危険区域に指定される区域について、具体的な場所を示した上で意見照会してほしい。	「地先マップ200年確率3m以上想定浸水深区域拡大図」と「地先マップ200年確率3m以上想定浸水深区域ポリゴンごと面積データ」を6/4に送付させていただきました。また、情報共有の促進のため、「おうみ自治体ネット」の利用をお願いしており、すでに、おうみ自治体ネットの利用可能となった市町様には、GISデータの配布をおこなっています。
8	浸水危険区域の指定等	彦根市	一団の土地で指定するという考え方か	基本的には、細部まで調査して告示することを考えています。
9	浸水危険区域の指定等	彦根市	面積の狭い細かい着色が散らばっており、該当地域を探すのが大変である。	「地先マップ200年確率3m以上想定浸水深区域拡大図」と「地先マップ200年確率3m以上想定浸水深区域ポリゴンごと面積データ」を6/4に送付させていただきました。既存住居に3m以上浸水区域がかかっている可能性がある区域をピックアップした「想定浸水深区域拡大図」については、現地確認を進めています。区域指定するかどうかは、現地も確認しながら判断しますので、皆様のご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

■市町担当者説明会(H25.5.17)での「条例骨子案・支援制度案」に対する市町意見と県の考え方について

資料 3-1

NO	項目	市町	ご意見	県の考え方
10	浸水危険区域の指定等	彦根市・近江八幡市	建築規制に関連して、市町に地先の安全度マップや区域指定に関して問い合わせがあった場合、市町・特定行政庁で対応せず、県の河川部門を問い合わせ先として案内することでよいか。	そのようにお願いします。
11	浸水危険区域の指定等	近江八幡市	10mの高さ規制のある一種低層住居専用地域で嵩上げをしたら、高さ規制の趣旨が失われるのではないかと。具体的には下豊浦周辺である。	下豊浦付近の200年確率の降雨時の想定浸水深について、1/5000スケールの航空写真に重ね合わせた資料をお送りしました。下豊浦につきましては、該当するのは調整区域の範囲とと思われます。
12	浸水危険区域の指定等	愛荘町	宅建業者からの問い合わせが多くなることが想定される。区域指定については、実際の字名等を記載してほしい	宅建協会等関係機関へは県から十分に説明していきます。県民のみなさんにわかりやすいよう、周知の仕方を工夫していきたいと思えます。
13	浸水危険区域における建築物の建築の制限	彦根市	条例に基づく許認可については、特定行政庁が窓口となるのか。	条例に基づく許可は知事(河川部局)が行います。あわせて、条例による許可事項を確認するための工程調査や立入検査の規定を設けているものです。建築確認の審査事項には本条例も含まれますが、条例の許可証写しにより、建築主事等も条例への適合性を審査いただくことが可能となります。なお、条例違反の建築物については、条例を所管する知事(河川部局)と連携して、特定行政庁が建築基準法に基づく措置命令を行うこととなります。
14	浸水危険区域における建築物の建築の制限	彦根市・愛荘町	建築士会や建築士事務協会、建築士事務所長会等への周知もお願いしたい。	関係機関へは県から十分に説明していきます。県民のみなさんにわかりやすいよう、周知の仕方が工夫していきたいと思えます。
15	浸水危険区域における建築物の建築の制限	彦根市	(建築確認を行った旨の県への事務連絡の代わりに)工事着工届の規定を設けることを検討していただきたい。	工事着工届の規定の設置について検討しましたが、建築基準法では着工届の規定がないことから、条例において着工届の規定を設けることは困難と考えています。なお、工事の進捗状況等について把握する必要があるときは、報告徴収規定により報告を求めることといたします。建築確認を行った旨の県への事務連絡については、特定行政庁や指定確認検査機関へご協力をお願いしたいと考えています。
16	浸水危険区域における建築物の建築の制限	彦根市	かさ上げする場合は開発許可があるとPRLしていただきたい。	説明会などの場において積極的に情報発信します。

■市町担当者説明会(H25.5.17)での「条例骨子案・支援制度案」に対する市町意見と県の考え方について

資料 3-1

NO	項目	市町	ご意見	県の考え方
17	浸水危険区域における建築物の建築の制限	近江八幡市	もし浸水危険区域において、条例に基づく許可なしで建築確認がおこなわれた場合、責任は誰にあるのか。	建築主に建築基準法および条例の違反の責任があるものと考えます。建築主事および指定確認検査機関には、地区計画・建築協定・土砂法の災害危険区域と同様に、条例による建築制限について、建築確認の審査や検査を行う必要があります。このため、県としては、滋賀県建築基準法等施行細則(滋賀県規則)を改正し、確認申請書には本条例による許可書(写し)の添付を、完了検査申請書には工程適合書(写し)の添付を規定する予定です。浸水危険区域の指定がされる特定行政庁におかれましても、同様に建築基準法の施行規則(市町規則)を改正いただきたいと思いますと考えております。
18	浸水危険区域における建築物の建築の制限	近江八幡市	条例に基づく規制については県が実務をすることだが、将来、特定行政庁に権限委譲することはないか。	県土木部門で審査すべきものと考えており、特定行政庁への事務負担は予定していません。なお、違反行為などがあった場合は連携して対応いただきますようお願いいたします。
19	浸水危険区域における建築物の建築の制限	守山市	条例の許可は、かさ上げ後に現地確認した後に許可となるのか。	かさ上げや建築計画の計画での許可となります。
20	浸水危険区域における建築物の建築の制限	守山市	許可を受けた建築物について計画の変更をされることもあるが、その場合の手続きは規定しないのか。	条例骨子案には示しておりませんが、条例要綱案においては、許可の変更について規定します。
21	浸水危険区域における建築物の建築の制限	草津市	条例のよる許可手続および建築確認手続のフロー図の中で記載されている、民間の検査確認機関から県への連絡は、特定行政庁を経由しないと良いか。	指定確認検査機関から県への連絡は、特定行政庁を経由せずに直接連絡いただくことを想定しています。
22	区域区分に関する都市計画の決定または変更	彦根市	10年確率で50cm以上浸水する区域を市街化区域には含めない点について、但し書きで想定しているのはどういう場面か。	開発の際の嵩上げ盛土等の対策が行われた場合や、河川改修が確実な実施が見込まれる場合です。
23	区域区分に関する都市計画の決定または変更	彦根市	①開発により道路面までの嵩上げがおこなわれる場合、②調整池の設置があれば、市街化区域に編入できると考えて良いか。	①嵩上げにより想定浸水深が基準以下になれば可能と考えます。②調整池の設置により市街化区域編入になるとは限りません。市街化区域編入の判断基準は、あくまでも、都市計画法施行令第8条の都市計画基準、昭和45年の建設省都市局長・河川局長通達に基づく運用であるためです。
24	区域区分に関する都市計画の決定または変更	草津市	各市で都市計画のマスタープランをもっている。10年確率で50cm以上浸水する区域を市街化区域には含めないとすると、既存のマスタープランの考え方とそぐわないところが出てくるのではないか。調整区域でも市街化区域と遜色のない状態のところは現に存在する。	条例で予定している規制は、昭和45年の建設省都市局長・河川局長通達に基づいたものであり、既存のマスタープランも、この通達を前提にされたものと考えます。問題が生じた場合は、個別の案件ごとに検討することになります。

■市町担当者説明会(H25.5.17)での「条例骨子案・支援制度案」に対する市町意見と県の考え方について

資料 3-1

NO	項目	市町	ご意見	県の考え方
25	連続盛土構造物の設置等に関する配慮等	彦根市	連続盛り土についてどのようなものを想定されているのか、農免道路でも大規模なものがあるが。	連続盛土とは、一定の区間および幅員と高さを有する盛土により、土地および利用状況を大きく改変するような国道、県道、市町道および鉄道や広域農道を想定している。
26	宅地または建物の売買等における情報提供	彦根市	宅建協会への周知について、2協会あるが、周知は出来ているのか	宅建業者向けの説明会を実施し、周知に努めていますが、支部協会から要請があれば随時説明をさせていただきます。
27	宅地または建物の売買等における情報提供	守山市	宅建業法について、強制としたほうがよいのでは。	法律では書かれていないことから、努力義務と考えています。
28	市町条例との関係	守山市	市町において、県条例より緩い、災害危険区域に関する条例を制定しても県条例による建築制限は適用除外になるのか。その場合、県内で建築規制の程度に不均衡が生じるのではないか。	市町が、県条例より建築規制の程度が緩やかな市町条例を制定されても県条例による建築規制の規定は適用除外になると考えています。例えば、市町において、特に避難対策の充実が図られているような場合は、県条例と比べて建築規制の考え方が変わることはあると考えられます。
29	滋賀県建築基準条例の改正	彦根市	滋賀県建築基準条例の改正はどうするのか。	(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例の附則で滋賀県建築基準条例について、所要の改正を行う予定です。
30	支援制度の提案	守山市	助成制度について、400万円・市町1/4負担の根拠を示してほしい。	嵩上げ支援にかかる上限額については、地先の安全度に基づき、200年確率降雨により想定される最高の浸水深が約5mであることから、3m未満の浸水深とするために2mの嵩上げ高を想定し、盛土やよう壁工事にかかる経費の1/2の400万円としています。また、市町1/4の負担については、建築主の負担軽減を図るとともに、安全なまちづくりに寄与するものであり、県から1/2を支援し、残りの半分について支援をお願いしたいと考えています。
31	支援制度の提案	守山市	事業主体が市町である意味は？	水平避難である避難場所整備や垂直避難を可能にする宅地嵩上げ対策については、市町全体のまちづくりの取り組みに密接に関わってくる事や、市町は避難誘導の責務を有する水防管理者であることも踏まえ、事業主体は市町とさせていただきたいと考えています。
32	支援制度の提案	愛荘町	嵩上げ助成について、補助要綱のひな形を県から示してもらえるか。また、施行時期は。	市町において嵩上げ助成の補助要綱を作成される場合は、県の補助要綱を示し参考にさせていただきたいと考えています。嵩上げ支援の施行時期は平成26年度からを予定しています。
33	支援制度の提案	愛荘町	嵩上げ助成について、市町の負担割合まで新聞報道されたということは、ほぼ決定事項ではないのか。	現時点では、県の考えを提案させていただいているところで、市町の意見を参考に最終案をまとめ、議会に諮り決定したい。

■市町担当者説明会(H25.5.17)での「条例骨子案・支援制度案」に対する市町意見と県の考え方について

資料 3-1

NO	項目	市町	ご意見	県の考え方
34	開発の技術基準	彦根市	開発の技術基準であるが、調整池がすべての開発で必要になるなど、今までの基準がかわるのか	現行の基準については今までどおりであると考えていますが、雨水貯留等については+αの部分となり、ここについては基準化に向け、現在、開発担当部門と検討しているところです。
35	市町あて説明会	東近江市	今後の市町あて説明会の予定は。	条例要綱案について、7/3に市町担当者会議、7/8に市長会経済部会、7/17に市長会において説明します。市長会の後、県民政策コメントと市町長への意見照会の実施を予定しています。また、8/6予定の自治創造会議の議題として提案したいと考えています。